

大阪市条例第25号

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、<u>通勤手当、在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 会計年度任用短時間勤務職員の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>(手当)</p> <p>第9条 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）には、常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して市規則で定めるところにより、第3条第1項に規定する手当（<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除く。）を支給することができる。</p> <p>2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（市規則で定める職員を除く。）</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、<u>通勤手当</u>、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>2 会計年度任用短時間勤務職員の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>(手当)</p> <p>第9条 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）には、常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して市規則で定めるところにより、第3条第1項に規定する手当（<u>期末手当</u>を除く。）を支給することができる。</p> <p>2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員（市規則で定める職員を除く。）</p>

には、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第2条第2項第1号に掲げる職員（同号に規定する特定管理職員を除く。）に支給される期末手当及び勤勉手当との権衡を考慮して市規則で定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。

（費用弁償）

第13条 [略]

[2 略]

3 住居その他これに準ずるものとして市規則で定める場所において、所定の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた月額による報酬を受ける会計年度任用短時間勤務職員については、その費用弁償として、常勤職員に支給される在宅勤務等手当との権衡を考慮して市規則で定める額を支給する。

（単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与）

第14条 第3条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、その額及び支給方法は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び

には、常勤職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第2条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、「100分の105」とあるのは「100分の115」と読み替えるものとする。

（費用弁償）

第13条 [同左]

[2 同左]

[新設]

（単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与）

第14条 第3条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、その額及び支給方法は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第2

<p>基準に関する条例第3条第2項の給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して市規則で定める。</p> <p>(人事委員会との協議)</p> <p>第17条 この条例に基づく市規則(第13条第2項及び第3項並びに第14条に係るものを除く。)を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。</p>	<p>項の給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して市規則で定める。</p> <p>(人事委員会との協議)</p> <p>第17条 この条例に基づく市規則(第13条第2項及び第14条に係るものを除く。)を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。